

平成 29 年度 労働行政運営方針（案）

福島労働局

第 1 労働行政を取り巻く情勢等

1 福島の現状

（1）経済情勢

福島県内は、生産はおむね横ばいとなっているものの、個人消費は回復しつつあり、雇用情勢は改善しており、総じて回復しつつある。

（出所：福島県内経済情勢報告 財務省東北財務局福島財務事務所）

（2）雇用失業情勢

福島県内の有効求人倍率は、震災時には 0.49 倍の水準であったが、雇用失業情勢が改善するなか、平成 28 年 12 月は 1.45 倍となるなど、引き続き高い水準で推移している。また、就業地別の有効求人倍率は 1.65 倍（平成 28 年 12 月）と受理地別よりさらに高い水準となっている。

地域別の有効求人倍率は、県北 1.51 倍、県中・県南 1.45 倍、会津 1.26 倍に対して、相双 2.32 倍、いわき 1.90 倍と沿岸部で高くなっている。これまで、復旧・復興関連事業の影響により求人数は増加傾向で推移していたが、復興需要がピークアウトと言われているなか、高止まりからやや減少傾向となりつつある。

その一方で、求職者数は引き続き減少傾向であることから、求人倍率は高水準を維持している。

また、正社員の有効求人倍率は、平成 28 年 12 月では 1.04 倍と全国平均を上回り、高い水準で推移している。

職業別で見ると、建設、サービス（介護、接客・調理）、専門・技術的職業（技術者、医療・福祉専門職等）、保安（交通誘導等）、輸送等運転の職業で有効求人倍率が高く、事務、配送・清掃等の職業では低い状況が続いている。

以上のとおり、人手不足感は引き続き強く、労働条件の改善等により、

魅力ある職場づくりを推進し、人材を確保することが課題となっている。

こうした状況の下、平成 28 年 3 月 24 日に福島労働局は、福島県と「福島県雇用対策協定」を締結した。同協定に基づき東日本大震災と東京電力福島第一原発事故からの復興加速化と県内経済活性化を目的として、若者や女性、障害者、高齢者の就職支援と待遇改善などを数値目標にした事業計画を年度ごとに運営協議会で策定し、4 半期ごとにその進捗管理を行っている。

また、平成 27 年度からは福島県の復興・再生を持続的に進めるため、福島県における人材確保や雇用環境の整備の促進を目的として、国・県及び県内労使団体の参画の下「魅力ある職場づくり推進会議」を開催しており、平成 28 年度はさらに県内の金融機関にも参画いただいて、長時間労働の抑制、非正規労働者の正社員化、女性の活躍推進等について中期的な目標等を確認し、今後とも情報共有や必要な取組について議論することとした。

(3) 人口の動向

福島県の人口は、平成 10 年 1 月の 213 万 8 千人をピークに、少子化の進展や首都圏などへの転出超過等による減少が続けていたが、震災及び東京電力福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）における事故（以下「原発事故」という。）に起因する他県への避難により大幅に減少した。

震災前後の人口の状況をみると、平成 23 年 3 月には 202 万 4 千人であったが、平成 29 年 1 月には 189 万 6 千人となり、ピーク時に比べ、約 24 万人の減少となった。

人口減少は依然として続いている、この状況を受け、福島県では、知事を本部長とした「地域創生・人口減少対策本部会議」において、平成 27 年 11 月に「福島県人口ビジョン」を策定し、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間として「安定した雇用の創出」等を基本目標とした人口減少対策を講じている。

（出所：福島県「福島県現住人口調査月報」）

(4) 就業構造

福島県内の雇用者（企業等に雇用されている者。役員除く）は、男性43万2千人、女性34万8千人と、いずれも前回調査に比べ減少しており、その減少幅は、男女ともに人口の減少幅を上回っている。

雇用形態別にみると、正規労働者、非正規労働者のいずれも前回調査に比べ減少したが、正規労働者の減少数が非正規労働者を上回り、その結果、労働者に占める非正規労働者の割合が高まっている。

（出所：総務省「就業構造基本調査」平成24年10月実施）

また、福島県内のハローワークへの新規求人の動きをみると、正社員求人の割合は平成23年度の37.8%から平成27年度は44.2%となっている。この背景には、復興需要等による雇用失業情勢等の改善により、厳しい人手不足状況にある職種が多くあることから、これらの人材確保の観点により正社員求人の割合が高まっているものとみられる。ただし、非正規労働者の中には、不本意ながら非正規労働に従事している労働者も多数みられることがから、非正規労働者の正社員化、待遇改善等が課題となっている。

以上を踏まえ、福島労働局では非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度～平成32年度の5か年間の計画として「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、ハローワークによる正社員就職・正社員転換91,535人を目標として平成28年度から取り組んでいる。

(5) 働く女性等を取り巻く状況

福島県の女性雇用者を年齢階級別にみると、平成24年の35歳～39歳の女性の雇用者比率は平成19年に比べて増加している。

（出所：前出「就業構造基本調査」）

女性の勤続年数は10.6年と、男性（13.5年）と比べて短く、男女の賃金格差（所定内給与）は71（男性=100）と依然として大きくなっている。

（出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」平成27年）

女性の管理職登用状況をみると、福島県内の課長相当職に占める女性の割合は、12.7%（30人以上民営事業所）となっている。

労働者の子育て支援の状況は、県内企業における育児休業制度の就業規

則等での規定率は96.1%となっており、取得率は女性は93.4%と高くなっているが、男性については3.9%と低調である。

また、規定整備が義務付けられている育児短時間勤務制度の県内企業における規定率は63.1%（前年67.7%）であったが、当該制度を整備した企業のうち、実際に利用者がいた企業は79.2%となり、前年（21.6%）に比べ大きく增加了。

（出所：福島県「平成27年労働条件等実態調査結果報告書」）

福島労働局においては、前出の「福島県雇用対策協定」及び「福島県魅力ある職場づくり推進会議」において確認された「女性の活躍推進」の観点から、県内事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん）及び女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし）の取得を推奨している。

（6）労働災害の状況

①業務災害の状況

福島県内における平成28年の労働災害の発生状況は、休業4日以上の死傷者数が1,886人（平成29年1月末現在速報値）となっており、昨年に引き続き2,000人を下回る見込みであるものの、前年比では2%増と横ばいの状況である。業種別では、建設業で減少したが、製造業や陸上貨物運送業、林業、接客娯楽業などの業種が増加した。

死亡者数は20人（速報値）で昨年の23人より3人減少した。業種別では、製造業は2人で昨年より1人、他の業種は7人で2人それぞれ増加したものの、道路貨物運送業では死亡者0人（対前年比2人減）、建設業10人（対前年比4人減）と減少し、林業1人は前年と同数となった。また、交通事故（道路）による死亡者数は、4人で前年より3人減少した。

また、9月に熱中症による死亡者1人が発生し、3年連続で熱中症による死亡者が発生した。

②通勤災害の状況

福島県内における平成27年度中に発生した通勤災害のうち、療養

の給付請求が行われたものは 550 件となっており、おおむね 70% (394 件) は出勤途中に発生している。

また、通勤方法別では、車 (254 件) が最も多く、次いで徒歩 (151 件) 、自転車 (106 件) 、バイク (37 件) などとなっている。

災害の類型別では、車による通勤では交通事故 (139 件) 、衝突 (85 件) が 90% 近くを占めている一方、徒歩では転倒 (129 件) が約 85% となっているほか、自転車、バイクでも転倒が最も多くなっている。

通勤災害の発生月別では、1 月 (116 件) が最も多く約 20% を占め、このうち、80% 近くは雪・凍結を原因とするもの (91 件) となっている。

また、雪・凍結を原因とするもの (150 件) のうち、約 75% は転倒 (110 件) となっており、徒歩 (85 件) については、約 98% が転倒 (83 件) となっている。

(7) 福島労働局第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年 4 月 1 日策定）の現状

最終年度を迎える第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年～平成 29 年）では、平成 24 年と比較して平成 29 年までに労働災害の死亡者及び休業 4 日以上の死傷者数を 15% 減少させることを計画達成の目標としている。これまでに目標達成に向け災害多発業種である建設業、製造業などにおける労働災害防止対策の推進、型別災害の中で多くを占める転倒、墜落・転落の防止対策の推進などを主体に行政展開してきた。その結果、死亡者数については既に達成目標である 22 人以下に達したが、死傷者数については前年までには達成目標である 1,724 人以下には達していない状況にある。

(8) 労災補償の状況

全国の平成 27 年度労災保険給付の総支給件数、新規受給者数とも、おおむね横ばいで推移している中で、福島労働局においても、総支給件数は 81,394 件（対前年比 0.63% 増）、新規受給者数は 10,240 人（対前年比 2.6% 増）とも横ばいで推移しており、おおむね全国と同じ傾向を示している。

2 東日本大震災からの復興に向けた現状と課題

(1) 復興に向けた動き

東日本大震災から6年余りが経過し、福島県においては平成27年度をもって集中復興期間が終了、平成28年度より復興・創生期間に入り2年度目を迎える。

① 避難等区域の解除

原発事故に伴い設定された避難等区域のうち、避難指示解除準備区域については、平成26年の田村市、川内村に続いて、平成27年9月5日に楢葉町、平成28年6月12日に葛尾村、同年7月12日に南相馬市において、それぞれ避難指示が解除された。

また、飯舘村及び川俣町における居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても平成29年3月31日に解除される旨公示されているほか、浪江町は同年3月31日に、富岡町は同年4月1日に一部解除されることとなっている。

これらの地域については、政府・自治体によって、除染の十分な実施やインフラの復旧等、住民の帰還に向けた諸施策が講じられている。

② 県民の避難状況

震災及び原発事故による避難者は、平成28年1月に10万人を下回り、県内外を合わせて約8万人（平成29年2月）となっており、ピークの時期（平成24年5月）に比べ約8万人減少したものの、依然として多数の県民が避難している状況である。今後、避難指示区域の解除が進むに伴い、避難者の帰還に向け、雇用機会の確保、就労支援の推進を含めた環境整備が重要となる。

③ インフラ整備の進展

住環境の再建については、地震・津波被災者や原発避難者向けの復興公営住宅が県内各地に約7,700戸整備される予定であり、このうち、4,700戸余りが完成し（平成28年10月末現在）、入居が進められている。

地震・津波被害を受けた公共土木施設等については、災害復旧工事査定決定数2,126か所（平成28年10月末現在）のうち84%について工事

が完了している。

交通網については、平成 27 年 3 月に常磐自動車道が全面開通したほか、東北中央自動車道（福島～米沢）、国道 115 号線（相馬福島道路）の建設が進められ、平成 28 年 9 月に福島～大笹生が開通した。

鉄道は、JR 常磐線が一部不通となっており、代行バスが運行されているが、平成 29 年には浪江～小高間、竜田～富岡間など順次再開の見込みであり、平成 31 年度末には全線開通見込みとなっている。

その他、住民の帰還状況に合わせ、電気・水道、医療福祉施設、学校などの生活インフラの復旧が進められている。

（出所：「ふくしま復興のあゆみ」福島県新生ふくしま復興推進本部）

④ 原発の廃炉措置等に向けた作業（以下「廃炉作業」という。）の現状

原発事故が発生した 1～4 号機では、平成 27 年 6 月に改訂された廃炉措置等に向けた中長期ロードマップに沿って使用済燃料プールからの燃料取り出し作業が進められている。4 号機については、使用済燃料プール内のすべての燃料取り出しが終了し、1～3 号機については、燃料取り出しに向けた各種作業が行われている。

また、地下水流入により増え続ける汚染水対策については、遮水壁工事が終了し、陸側遮水壁の凍結が進められているほか、汲み上げられた汚染水の処理作業が進められている。

廃炉作業に従事する労働者は約 6,000 人/日で、ピーク時の約 7,500 人/日からは若干減少したものの、平成 28 年はほぼ一定の労働者数で推移している。

労働災害について見ると、全面マスクの着用不要エリアや一般作業服での作業可能エリアが拡大されたほか、平成 28 年の監督指導結果によれば、安全衛生に関する違反率は 19.2% となっているなど作業環境が改善されたことを背景として、平成 28 年の休業 4 日以上の死傷者数は前年の 6 人から 3 人、死亡者は 2 人から 0 人、熱中症は 12 人から 4 人といずれも減少した。その一方で、現場管理者を中心に長時間労働になっているケース、作業員の中には業務上の災害ではないものの身体に異変を訴えて死亡するケースがみられる。

労働条件について見ると、平成 28 年の監督指導結果によれば、労働条件に関する違反率は 59.6% であり、具体的には、労働条件の書面明示の未実施、割増賃金の算定の誤りなど事業者における労務管理の基本的な知識が不足している面が見受けられる。

今後は、平成 29 年から 1~3 号機の原子炉建屋内にある使用済み燃料の取出しに向けた作業が開始されることにより、空間線量が高い場所で作業を行うケースが増加することが予想される。

⑤ 除染作業の現状

平成 29 年 3 月までに帰還困難区域を除く地域での除染作業を終えるという政府の目標達成に向け、除染が進められている。

国が実施する「除染特別区域」については、田村市、大熊町ほか 7 市町村においては平成 28 年 3 月までに終了し、富岡町ほか 4 市町村については 29 年 3 月までに終了する予定となっている。

市町村が実施する「汚染状況重点調査地域」については、住宅についてはほぼすべての除染が終了し、公共施設や農地等について約 9 割の除染が終了している（平成 28 年 9 月末現在）。

現在、県内全域で実施された除染で取り除いた膨大な土等を管理・保管する「中間貯蔵施設」の整備及び除染土壌の輸送が開始されたところであり、今後はこれらに関する作業が増加することが予想される。

（出所：環境省 除染情報サイト・中間貯蔵施設情報サイト）

労働災害について見ると、除染作業の減少などを背景として、平成 28 年の休業 4 日以上の死傷者数は前年の 80 人から 50 人（平成 29 年 1 月末現在速報値）と減少したが、死亡者は 1 人から 2 人と増加した。熱中症も 1 人から 2 人と増加した。

また、平成 28 年の監督指導結果によれば、安全衛生に関する違反率は、国発注現場で 23.0%、市町村等発注現場で 69.9% と両者の現場では違反率に大きな差が見られた。

労働条件について見ると、平成 28 年の除染作業員等からの相談は全相談の約 13% と高い割合を占めている。また、平成 28 年の監督指導結果によれば、労働条件に関する違反率は 71.2% であり、具体的には、労

労働条件の書面明示の未実施、割増賃金の算定の誤りなど事業者における労務管理の基本的な知識が不足している面が見受けられる。なお、労働条件に関する違反率については、国発注現場と市町村等発注現場ではさほど差は見られない。

今後は、国が設置する中間貯蔵施設の建設工事が開始されていることから、各地域から除染廃棄物を搬出・搬入する作業が増加することが予想される。

⑥ 県民の健康確保対策の状況

福島県では、原発事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、将来にわたる福島県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、被災当日の県内居住者等約205万人を対象として「県民健康調査」を実施しており、外部被ばく線量の推計調査、内部被ばく検査、18歳以下だった県民に対する甲状腺検査、妊産婦に関する調査等を行っている。

⑦ 労災補償の状況

震災に伴う地震・津波災害による労災保険給付の請求及び決定状況は、平成28年12月末現在で請求件数291件（うち遺族（補償）給付187件）で、その全てが決定済みである。

（2）復興に向けての課題

① 廃炉作業に従事する労働者を取り巻く課題

廃炉作業に従事する労働者が健康で安全な作業環境で働くことができるよう、的確な安全衛生管理の実施などの労働災害防止対策と被ばく低減対策の徹底を推進していくことが重要である。

具体的には、高線量作業時の被ばく量低減措置、定期的な健康診断やその結果に応じた医師による面接指導などの適切な健康管理を行っていく必要がある。

また、廃炉作業を行う事業者に対して労務管理に関する基本的知識を付与するなどにより、基本的な労働条件の遵守徹底を図る必要がある。

さらに、昨年設置された「廃炉等作業員の健康支援相談窓口」の活用

などにより、労働者の健康の保持増進を図る必要がある。

② 除染等業務に従事する労働者を取り巻く課題

除染等業務に従事する労働者が健康で安全な作業環境で働くことができるよう、的確な安全衛生管理の実施などの労働災害防止対策と被ばく低減対策の徹底を推進していくことが重要である。

特に、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」、「事故由来廃棄物等の処分の業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく被ばく低減措置の実施や労働災害防止対策について徹底させる必要がある。

また、除染等業務を行う事業者に対して労務管理に関する基本的知識を付与するなどにより、基本的な労働条件の遵守徹底を図る必要がある。

さらに、現場において、除染等業務従事者の不足を補うために重層下請構造が生じており、その結果、雇用関係や指揮命令関係が不明瞭となる、いわゆる偽装請負が発生するおそれがあることから、適正な請負関係の確保を図る必要がある。

③ ミスマッチの解消・人材確保と人材育成

県内の雇用失業情勢は、平成28年平均の有効求人倍率は1.42倍と、平成27年の1.46倍を下回り、7年ぶりの低下となっている。しかし、復興需要などを背景に求人人数は高い水準にあり、求職者数も低い水準で推移しており、職業間でのミスマッチも引き続きみられる。

特に、建設業及び福祉分野においては、厳しい労働力不足の状況が続いていること、復興・再生に及ぼす影響も大きいことから、人材確保に向けた対策が重要な課題となっている。

これらの分野において、「雇用管理改善を通じた採用・定着の改善」や新たな知識・技能の習得を通じて、再就職が促進されるよう職業訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援が必要である。

④ 若い世代の就労環境整備と雇用対策

福島の復興・再生のためには、地元に若い労働力が必要であり、若者の県内就職の促進と定着が喫緊の課題である。

そのため、学生等と県内事業所とのマッチングの場である企業説明会や就職面接会を設けるとともに、事業所に対しできるだけ早期かつ多くの求人提出を促し、学生等には県内の魅力ある事業所の情報を積極的に提供していく必要がある。

福島県では、平成 25 年 3 月卒業の新規高卒者の就職後 3 年以内に離職する割合が 42.7% と全国平均の 40.9% を上回る状況にある。そのため、若者の早期離職防止と就職活動から職場定着までの支援を一貫して行うための支援が必要であり、福島労働局において若者の適職選択に資するため、若者の採用育成に熱心で一定の雇用管理が良好な企業に対する「ユースエール認定企業」の認定を進めている。

3 「魅力ある職場づくり」「労働条件の確保改善」の推進

福島の復興・再生を持続的に進めるためには、これを支える人材の確保が重要であることから、県内企業が魅力ある職場づくりに積極的に取り組むことが求められる。

福島労働局では、労働条件の確保・改善に引き続き取り組むとともに、県内企業に対し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得推進等の「働き方改革」を推進している。

(1) 「働き方改革」をめぐる動向

福島県内における全労働者の労働時間（平成 28 年 毎月勤労統計調査結果速報）は、1か月あたり 156.0 時間（全国 143.6 時間）であり、特に建設業、運輸・郵便業で働く労働者の労働時間が長くなっている。また、週あたりの労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は、8.8%（全国 9.6%）である（平成 24 年 就業構造基本調査）。

平成 28 年 11 月に、長時間労働が疑われる 92 事業場を対象として監督指導を行った結果、34 事業場で違法な時間外労働が認められ、このうち、最長では 160 時間を超える時間外労働を行わせていた事業場があったほか、14 事業場で 80 時間を超える時間外労働が認められた。

また、平成 27 年における県内企業の年次有給休暇取得率（新規付与日数に対する取得日数の割合）は、46.8%となっており、県が平成 32 年までの数値目標として設定している取得率 60%（福島労働プラン）を下回っている。

福島労働局では、県内の有力企業 32 社の経営者を局長及び局幹部が直接訪問し、各種認定制度や関連する助成金制度に関する資料を活用し、働き方改革の取組等「魅力ある職場づくり」について働きかけを行ったほか、「魅力ある職場づくり推進会議」の開催に併せてインターネット上に「福島県魅力ある職場づくり推進会議特設サイト」を開設し、同会議構成員からのメッセージ、働き方改革や魅力ある職場づくりの取組を行っている企業の紹介、及び各種助成金の案内等の情報を発信している。

平成 29 年度においても、引き続きこれらの取組を行うこととしている。

（2）労働条件の確保・改善をめぐる動向

①労働条件等に関する申告・相談等の状況

平成 27 年度に県内の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談の件数は 17,175 件で、前年度より 5.0% 増加した。主な相談事項は、相談件数の多い順に、「いじめ・嫌がらせ」（1,374 件）、「自己都合退職」（1,297 件）、「解雇」（831 件）となっており、民事上の個別労働紛争に関する相談は、前年度に比べ約 10% 増加して 5,688 件だった。また、除染関係の相談も 2,402 件寄せられた。

平成 28 年に県内の各労働基準監督署で対応した申告事件（647 件、前年比 77 件増）では、建設業の占める割合が最も多く約 60% となっている。申告事項別では、「賃金不払」が約 76% を占めている。

また、雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に係る相談は 2,379 件であり、約半数が育児・介護休業法に関する相談だった。労働者からの相談は、育児関係、パート関係、セクハラの順に多く、事業主からの相談は、育児・介護に関する相談が多かった。

福島労働局では、労働基準関係法令、雇用均等関係法令の遵守のため必要な指導を行うとともに、個別労働関係紛争については、「紛争解決

援助制度」により、紛争解決に向けた援助を行っている。

②賃金の状況

平成 28 年における福島県の月平均現金給与総額は 297,894 円（前年比 0.2% 減）となっており、パートタイム労働者は 119,318 円（同 18.7% 増）となっている。

（毎月勤労統計調査結果速報（調査産業計、事業所規模 5 人以上）